

安心の賃貸ライフを応援します。

ハッピー住宅保証株式会社

「賃貸保証システム」のご案内及びご利用の手順について

お申込をいただいた物件には、新しい生活をスタートさせる入居者様へ安心の住環境をご提供するため、賃貸保証システムが付帯されております。

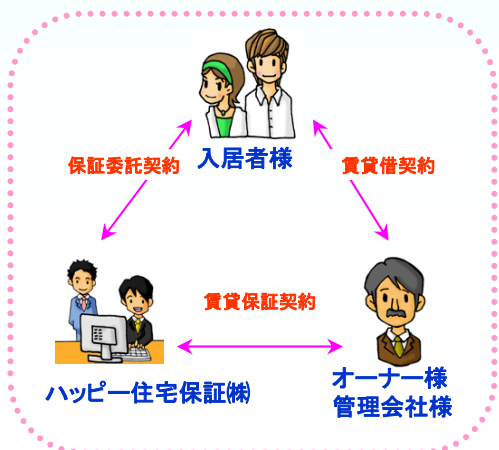
※ お申込内容・物件により、別途、連帯保証人様をお願いする場合がございますのでご了承ください。

「安心の賃貸保証システム」とは、毎月の家賃に対して、遅延が発生した場合、家主様への信用を守るために、借主様の代わりに家主様へ賃料の立替払いを行います。

● 保証委託料について …

◆ 月額賃料等の 50%

賃料等 ¥40,000 以下の場合、最低保証料 ¥20,000
継続保証委託料：¥10,000 / 1年



「お申込み時の必要書類について」

個人でのお申込み	●本人確認書類(2種類必須)
	①健康保険証[裏・表] ②顔写真が表示の身分証明書 ・運転免許証[裏・表] ・住民基本台帳カード ・パスポート
	●外国籍の方は上記に加えて以下の書類 ・在留カード

※ 上記以外に別途書類等が必要となる場合がございます。

Step 1 申込み



保証のお申込みは、ハッピー住宅保証株式会社「賃貸保証システム」の取扱店の不動産管理会社にて承ります。不動産管理会社の申込書にてお申込みいただけます。必要事項をご記入のうえ、「個人情報の取扱いに関する条項」に関する同意及び保証委託申込確認書」と併せてご提出下さい。

Step 2 審査・承認



審査ダイヤル：092-555-3057

申込書をもとに、入居審査をいたします。
審査結果は、保証申し込んだ取扱店不動産会社へ直接、ご通知いたします。「承認」がございましたら、ご契約手続きへお進みいただけます。
また、お申込みをお断りさせていただく場合がございますのでご了承くださいませ。
審査の結果に関しては、一切お答えしておりません。併せてご了承くださいませ。

Step 3 契約



取扱不動産管理会社にて所定の保証契約書に必要事項を記入し、署名・捺印の上、初回保証料をお支払い下さい。
※ご契約の保証期間中は、継続保証委託料 / 1年 が必要となります。

ご契約者さま・ご入居者さまへ

～ 重要なお知らせ ～

この度、お部屋をお申し込んだ、お客様にはハッピー住宅保証株式会社の賃貸保証サービスにご加入頂くこととなります。つきましては、下記の契約内容を事前にご確認くださいようお願い申し上げます。

(保証の範囲)

滞納賃料、滞納共益費及び滞納駐車場料金、その他毎月定期的に賃料と共に支払われるべき固定費用。

賃貸借契約が解除された場合に生じる、解除後本物件明渡しまでの間の賃料等相当損害金。

次の債務については、特約なき限りその責を負いません。

- 1) 滞納賃料等の遅延損害金等
- 2) 退去予告通知義務違反の場合における違約金等
- 3) 早期解約による違約金等
- 4) 戦争、地震、天変地異不可抗力によって生じた損害
- 5) 火災、ガス爆発、自殺等乙の故意・過失行為によって生じた損害
- 6) その他、本条①に含まれない債務

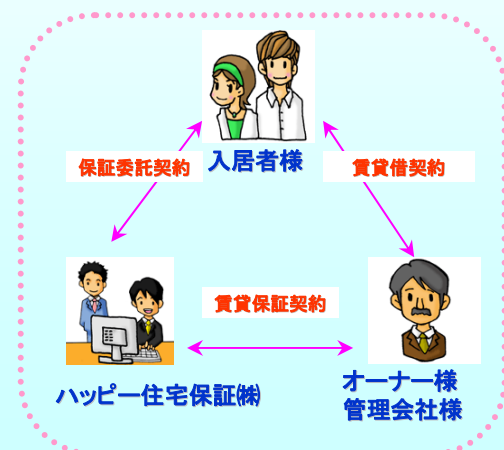
(搬出動産類の保管)

明渡しの成立にかかわらず本物件の明渡しが成立した場合、動産類を保管する目的で、防犯及び本物件の保全のための措置を講じます。

保管する動産類の保管期間は最長 3ヶ月し、この期間内に動産類を引き取らない場合、異議を述べない。動産類の一部又は全部に紛失・毀損等の損害が生じた場合といえども、一切の責任は負いません。

安心の賃貸ライフを応援します。

ハッピー住宅保証株式会社



※ 契約内容の詳細に関しては、保証委託契約書をご確認ください。

(保証委託料等)

保証委託料として、初回保証委託料を本契約締結時にお支払いいただきます。

保証委託契約の始期から、1年毎に、継続保証委託料としてお支払いいただきます。

また、賃貸借契約に伴う、月額賃料等の増加が生じた場合は、追加保証委託料として、当該増額分の1ヶ月分相当額に乗じた保証委託料をお支払いいただきます。

賃貸借契約が期間満了前に終了した場合、又は月額賃料等が保証期間の途中で減額された場合、支払われた保証委託料の返還は致しません。

(事前求償)

次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、事前に求償権を行使致します。

- 1) 原契約又は本契約の各条項の一つでも違反したとき
- 2) 仮処分、仮差押、強制執行又は担保権の実行としての競売の申立を受けたとき
- 3) 破産、特別清算開始、民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立があったとき
- 4) 求償権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき

(特約条項)

1. 本契約の金銭債務の全部又は一部を遅滞した場合、甲は丙に対し、前項の保証契約に基づき、その債務の督促業務を委託することができるものとします。その際、乙はいかなる場合であっても、督促業務を拒否することはできません。
2. 保証会社より、代位弁済にて授受した月額賃料等については、賃借人からの賃料入金とは、みなしません。
3. 賃借人から取扱会社に対する賃料等の集金管理業務に関する委託契約が存することを条件として、保証委託契約を適用するものとします。なお、当該集金管理業務委託契約が終了した旨が賃借人に通知された場合、保証委託契約は、当該通知の時点より効力を失います。

(管轄裁判所)

本契約に関する一切の紛争は、福岡地方裁判所を第一審専属合意管轄裁判所とします。